アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	148,200	202,700	144,500	199,100	102,700	157,300	99,100	153,600
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	2,002	2,740	1,953	2,690	1,388	2,125	1,339	2,076
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,480	2,025	1,445	1,990	1,025	1,575	990	1,535
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	479,000	656,000	468,000	644,000	332,000	509,000	321,000	497,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	183,100	250,600	178,700	246,100	127,000	194,400	122,500	189,900
マリ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,000	2,740	1,955	2,690	1,390	2,125	1,340	2,075
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	189,500	259,300	184,900	254,700	131,400	201,200	126,700	196,500
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	4,980	6,820	4,860	6,700	3,460	5,290	3,330	5,170
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,300	5,900	4,200	5,800	3,000	4,600	2,900	4,450
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	6,940	9,490	6,770	9,320	4,810	7,360	4,640	7,190
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,085	1,485	1,060	1,460	755	1,155	725	1,125
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	526	719	513	706	365	558	352	545
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	148,200	202,700	144,500	199,100	102,700	157,300	99,100	153,600